



余市町低所得世帯こども加算給付金について

※支給対象となるのは①・②のどちらにも該当する世帯となります。

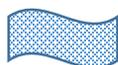
- ①令和5年度余市町住民税非課税世帯物価高騰支援給付金(1世帯7万円)を受給した世帯
- ②基準日(令和5年12月1日)時点で、同一世帯に平成17年4月2日以降に生まれた児童がいる世帯

※令和5年12月2日以降に生まれた児童、または別の世帯で扶養している児童がいる世帯は、別途申請が必要となります。

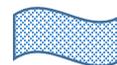
※支給対象外となる場合

- ・すでに他の自治体から同等の給付金を受給している場合
- ・基準日時点で施設に入所している児童(住民票を移していない場合も含む)
- ・児童のいる世帯が課税世帯の場合 など

※支給額は、一人あたり5万円となります。



給付金の支給手続きについて



[A] 支給対象①・②に該当する世帯

申請は不要です

該当する世帯には「支給のお知らせ」を送付しています。内容を確認してください。

[B] 支給対象①に該当し、次のいずれかの世帯

- ・令和5年12月2日以降に生まれた児童がいる世帯
- ・別世帯で扶養している児童がいる世帯

申請が必要です

※申請期限 **令和6年8月30日(必着)**

- ・申請書を福祉課へ提出してください。
- ・別世帯で扶養している児童がいる場合、「別居監護申立書」の提出も必要です。

[C] 上記、A・B以外の世帯

- ・令和5年度余市町住民税非課税世帯物価高騰支援給付金(1世帯7万円)の対象世帯であるが、辞退等により受給していない世帯で、こども加算給付金の対象となる児童がいる世帯
- ・世帯の中に令和5年1月2日以降に転入された方がいる世帯 など

詳細につきましては、福祉課までお問い合わせください。



余市町低所得世帯こども加算給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

お問い合わせ

余市町役場民生部福祉課(低所得世帯こども加算給付金窓口)



0135-21-2120

受付時間 平日9:00~17:00

個別の課税状況等に関して、お電話でのお問い合わせには回答できません